

報告2 介護予防支援事業者の指定状況について

1. 概要

- 介護予防支援については、市の指定を受けた地域包括支援センターの設置者において実施している。地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託して実施することも可能。
- 令和5年度の介護保険法改正により、令和6年4月から、介護予防支援事業者の指定対象が拡大され、上記に加え、市から指定を受けた指定居宅介護支援事業所が、直接、介護予防支援を実施できることとされた。
- これを受け、本市では、居宅介護支援事業所を対象とした説明会の実施（令和6年5月22日）や、介護予防支援事業者の指定申請の受付等に対応している。

2. 介護予防支援事業者の指定状況（令和7年4月1日付）

【事業所名】ケアプランセンターマリーゴールド

【所在地】本町4丁目8番地6 コスモスコート503号

【申請者】合同会社L a g o m

【指定年月日】令和7年4月1日

【事業所名】福岡県済生会ケアプランサービスなでしこ

【所在地】大字田隈599番地18

【申請者】社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会

【指定年月日】令和7年4月1日

3. 対応

- 指定居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施に当たり、地域包括支援センターにおける一定の関与が求められていることから、介護予防サービス計画の検証など、地域包括支援センターにおける適切な対応を図る。（※介護予防サービス計画の検証の実施について、指定を受けた居宅介護支援事業所に対し通知文を随時発出。）
- 本取扱いに係る国等の動向や他自治体における事例の確認などを行い、居宅介護支援事業所における介護予防支援の円滑な実施を図る。